

○松江市ゆうあい熊野館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年3月27日

松江市規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市ゆうあい熊野館の設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第292号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減額)

第2条 指定管理者は、松江市ゆうあい熊野館の浴場又は介護風呂を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条第1項の規定により、5割を限度としてその者の利用料金を減額することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は指定難病の医療受給者証の交付を受けているとき。
- (2) 要介護認定又は要支援認定を受けているとき。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは指定難病の医療受給者証の交付を受けている者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている者の入浴を介助するとき。

(市長による管理に関する読替え)

第3条 条例第22条第1項の規定により市長が松江市ゆうあい熊野館の管理を行う場合にあつては、前条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日松江市規則第32号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。